

○総務省令第百十号

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七十九号）第一条の規定を実施するため、お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十六日

総務大臣 林 芳正

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(寄付金の配分を受けるための申請) 第二条 令第二条第一項の申請書には、当該寄附金の寄附目的に係る事業を所管する大臣又は都道府県知事の意見書を添付することができる。 第三条 [略] 第四条 [略] 第五条 [略]		[新設] 第二条 [同上] 第三条 [同上] 第四条 [同上]	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

附 則

この省令は、公布の日から施行する。